

平成31年度（2019年度）

事業計画



社会福祉法人富士市社会福祉協議会



社会福祉法人

富士市社会福祉協議会

基本理念・職員行動指針

平成 30 年 4 月 1 日 制定

少子・高齢化や人口減少が進む今日、地域を取り巻く環境が様変わりする中で、住民が抱える生活課題も多種多様に变化してきています。こうした中、私たち富士市社会福祉協議会は役職員が一丸となり、あらゆる地域の課題に向き合い、相談・支援や解決につながり、「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」づくりに取り組んでまいります。

○基本理念

社会福祉法人富士市社会福祉協議会は、だれもが住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します

○職員行動指針

1. 私たちは、あらゆる生活上の相談に応じ、住民一人ひとりの尊厳と自己決定を尊重し、その人らしい暮らしができるよう支援します
1. 私たちは、地域に根ざした住民主体の地域活動と、住民のつながりを大切にした福祉のまちづくりを応援します
1. 私たちは、福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、行政と関係機関とのパートナーシップによる新たなサービスの創造や提言活動、計画づくりに積極的に関わります
1. 私たちは、サービス利用者の価値観や主体性を尊重し、その人に寄り添う支援を行います
1. 私たちは、常に自己研鑽を重ね、専門性を発揮し職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します
1. 私たちは法令と社会規範を遵守し、専門職としての倫理と誇りを持ち、信頼され開かれた組織づくりをすすめます

事業計画

<基本方針>

近年、我が国では少子高齢化や人口減少社会が進み、地域や家庭、職場といった人々の生活基盤におけるつながりが希薄化するとともに、引きこもりや社会的孤立、子どもの貧困といった新たな福祉課題が表面化してきています。こうした中、誰もが住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う社会である「地域共生社会」の実現を国は目指していますが、私たち社会福祉協議会も「平成」から新たな元号に変わる新しい時代のスタートに合わせ、これまで以上に地域住民や関係団体と連携・協働しながら地域の福祉課題や生活課題に即応した各種事業に取り組んでまいります。

「平成」の時代は、各地で災害が多発する時代でもありましたが、予想される大規模災害に備え、BCP（事業継続計画）の策定については本年度中の完成を目指し取り組んでまいります。また、昨年発生した西日本豪雨災害により被災した広島県呉市での被災地支援活動の経験を活かし、毎年1月の防災とボランティア週間にあわせ行っている災害ボランティア支援本部開設訓練に反映し、現実に近い形での訓練を開催してまいります。

新たな5年間の指定管理期間の指定を受けた社会福祉センターの運営に関しては、より魅力ある施設を目指し、高齢者の健康志向が高まっていることも踏まえ、健康講座の開催やレクリエーションの実施など自主事業の充実を力を入れてまいります。また、市内4館の社会福祉センターのうち、交通の便が悪く利用される方の範囲が限られている施設については、より多くの方にご利用いただくため、法人内の送迎車両を有効活用し、交通弱者対策として送迎サービスに取り組む準備を進めてまいります。

昨年度まで一律補助金として交付していた地区福祉推進会への補助金に関しては地区ごとの世帯数に応じて補助する方法に、同じくふれあい・いきいきサロンへの補助金については、開催回数や利用人数に応じて補助する方法に見直しを行いました。これは「地域共生社会」の実現に向けてそれぞれの活動の機能充実を図るために行ったもので、地区担当職員がこれまで以上に地区福祉推進会やふれあい・いきいきサロンとの関係を深めながらきめ細かな支援を進めてまいります。

また、4年目を迎える「第4次地域福祉活動計画」については、各事業の進捗状況を確認するとともに、第5次計画策定に向けて準備を進めてまいります。

介護保険事業に関しましては、新たな機器を増設し、利用者の特性に合わせた機能訓練等も行いながらより充実したサービスの提供に努めてまいります。

<本年度の重点目標>

1. 結婚相談縁結び支援事業（ハッピーネスF u j i）の充実
2. 生活困窮者自立支援事業の充実強化
3. 成年後見支援センターの機能充実と市民後見人への支援・監督業務の強化
4. 生活介護事業所吉原つくしの移転新築計画の推進
5. 行政との関係強化と社協法人設立50周年記念事業の推進

【結婚相談縁結び支援事業（ハッピーネスF u j i）の充実】

結婚相談縁結び支援事業（ハッピーネスF u j i）は昨年度、スマートフォンやパソコンから相手を探ることができる「マッチング支援システム」をより多くの方に利用していただくための改修を行いました。本年度も引き続き利用しやすい環境を整備し、相談件数や成婚数の増加を目指してまいります。また、日中仕事で来所できない方のために、試行的ではありますが15時30分から19時の間の夕方相談を実施することで相談者の利便性を図ってまいります。

【生活困窮者自立支援事業の充実強化】

平成27年度から取り組んできました生活困窮者自立支援事業につきましては、本年度から新たに、生活の基盤である住居を失う可能性のある方を支援する「住居確保給付金」の事務を受託いたします。さらに、職員を週3日程度、市の生活支援課に派遣し、市役所関係部課との連携を深めながら、生活困窮者への支援体制の充実強化に努めてまいります。

【成年後見支援センターの機能充実と市民後見人への支援・監督業務の強化】

成年後見支援センターにつきましては、兼務であったセンター長を専任とし、相談体制の充実強化を図ります。また、昨年11月には、富士市で2人目の市民後見人が誕生いたしました。現在、市民後見人受任件数は2件、市民後見人に引き継ぐ想定の人後見受任件数は6件となっております。今後は、より迅速に市民後見人誕生を進めるため、家庭裁判所との協議のもと法人後見での経験を待たずに、直接市民後見人を受任するルートも検討しております。これにより、市民後見人受任件数が増加することが予想されますが、安心して活動していただけるよう、市民後見人への支援や監督業務の強化を図ってまいります。

【生活介護事業所吉原つくしの移転新築計画の推進】

生活介護事業所吉原つくしの移転新築計画につきましては、社会福祉センター広見荘東隣の用地について地主と賃貸借契約の合意に至りました。建設は国の補助金採択後となりますが、採択された場合、工期が本年度内となるため、スピード感のある事業執行を進めてまいります。また、工期の関係上、補助金対象外の造成工事については先行着工を行ってまいります。

【行政との関係強化と社協法人設立50周年記念事業の推進】

本年度も行政との円滑な関係を継続するため、市福祉こども部・保健部との懇談会や、市長・副市長、市議会議長・文教民生委員との懇談会を開催いたします。また、関係課との協議のもと、現在受託している事業の契約内容の見直しを行った結果、受託金の適正化を図ることが出来ました。今後も本会の事業を市行政等にご理解をいただきながら安定的な財源の確保に努めてまいります。また、2020年の法人設立50周年に向けては、実行委員会を中心に内容を検討し準備を進めてまいります。

以上、重点目標に掲げた事項を中心として着実に事業を執行し、オール社協で課題解決をしながら、市民の皆様から必要とされる社協であるために、役職員一丸となって誠心誠意努力いたしてまいります。

(★は新規事業)

1. 広報啓発活動事業

(1) 社会福祉大会の開催

社会福祉関係者の表彰及び記念講演等をロゼシアターで開催する。

本年度第47回大会は、11月7日に開催を予定。

(2) 社協の広報活動

① 広報紙「お元気ですか」の発行

年4回全世帯配布。会員である市民に対し、読みやすくわかりやすい福祉情報を発信し、本会に対する理解を深めていただく。また間違い探しのコーナーに、市民からアンケートや社協事業についての内容を掲載しクイズと一緒に応募していただき、市民の声を反映していく。

② R a d i o - f 「はあとふるトーク」による発信

月1回最終水曜日に本会PRのため、職員やボランティアが公開生放送「はあとふるトーク」に出演。また、市民にわかりやすく、役に立つ情報を盛り込みながら福祉の啓発に努める。災害時の連携を視野に入れた防災パートナーとしてのスポットCMも実施。本放送の他にも随時、日常的活動の中で広報媒体として効果的にR a d i o - fを活用していく。

③ 社協ウェブサイトの充実

I C T (情報伝達技術)時代に応じた見やすいサイトを追求するとともに、多くの方に福祉に関心を持っていただけるよう、情報発信していく。

(3) 市民福祉まつりの開催 (実行委員会主催)

あらゆる人が気軽に心地よくふれあえる場を創出し、福祉への理解を深め、共に生きるまちづくりを目指すために実施。本年度(第39回)も中央公園西側イベント広場にて10月20日に開催する。



2. 地域福祉推進事業

(1) 地区福祉推進会

① 地区福祉推進会活動の充実

「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的に住民主体で組織されている26地区の地区福祉推進会の活動充実を図る。特に第4次地域福祉活動計画で掲げられた各地区の取組実現に向けての活動支援を行うとともに、生活支援を意識したきめ細やかな助け合い活動を増進させていく。また、生活支援を進めていく話し合いの場(第2層協議体)を設ける。

②地区福祉推進会連絡会の支援

各地区の地区福祉推進会の情報交換や、地域包括ケア体制の構築に向けて地域包括支援センターと共同し、地域課題の解決に取り組んでいく。また、生活支援体制の充実に向けて、さまざまな関係機関や団体とも連携を図り、各地区のニーズに応じた活動を推進していく。

(2) ふれあい・いきいきサロンの運営助成

孤独感の解消や介護予防、健康維持などを目的とし、高齢者の交流の場となるサロンの設置・運営を支援するとともに、未だ少ない地域をモデル地区に指定し、サロン見学会や説明会を開催していく。また、サロンボランティア育成研修を行い、推進役となる人材を育成するとともに、地区福祉推進会をはじめとする関係団体との連携を図る。



【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

- ①サロン数の拡大 195ヶ所 (H31.1月時点：172ヶ所)
- ②モデル地区への支援 2ヶ所 (H31.1月時点：2ヶ所)

(3) こども食堂への補助

子どもたちが放課後等に食事や学習、地域交流を通じて安心して過ごせる居場所となる子ども食堂へ助成を行い、子どもを孤立させない地域づくりを支援する。

(4) さわやかコール運動

見守りを必要とする、ひとり暮らし高齢者（おおむね65歳以上）に定期的に乳酸菌飲料を届けながら声かけを行い、孤独感を和らげると共に安否確認を行う。

（業者委託、配達時1本・週3回まで）

また、地域包括支援センターや施設職員などの関係機関とも連携し、利用者の緊急時の対応や個別支援についても検討していく。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

- ①利用者数の増加 495名 (H31.1月時点：470名)
- ②関係機関との連携強化

(5) 地域福祉活動団体への助成

- ①町内会連合会
- ②民生委員児童委員協議会
- ③女性ネットワーク・富士
- ④人権擁護委員協議会

(6) 第4次地域福祉活動計画の進捗検証

第4次地域福祉活動計画における各事業の進捗状況を確認し、計画どおりに実行されているかについての検証を行う。

(7) ★第5次地域福祉活動計画の策定

第4次地域福祉活動計画の評価検証を踏まえ、2021年度から5ヶ年の第5次地域福祉活動計画の策定に着手する。

3. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

第1層生活支援コーディネーターを配置し、地域の社会資源の把握、開発・支援及び関係事業所のネットワーク化を行い、2025年問題に向けて地域で共に助け合い、支え合うまちづくりを推進していく。また、地区福祉推進会担当職員がこれまで培った地域支援のノウハウや地縁組織・ボランティアとの関係性を活かし、介護保険サービス等では提供できない、生活上の小さな困りごとの解決に向けた生活支援と、社会資源の創出・支援を地域住民と共に考えていく。

4. ボランティア活動育成事業

(1) ボランティアセンターの運営

①ボランティア連絡会の支援

主に富士市内で活動しているボランティアグループで組織され、情報交換をはじめ研修等を開催する。また、市外のボランティアグループとの交流をし、ネットワークの拡大も図る。定例会は毎月第1金曜日に開催。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①登録団体数 60グループ（H31.1月時点：41グループ）

②ボランティアのニーズ調整

ボランティアに関する相談や、ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要としている人とのコーディネートを行い、ボランティア活動の円滑化を図る。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①相談件数 250件（H31.1月時点：200件）

③ボランティア保険

ボランティア活動や行事を安心して行っていただくため、ボランティア保険の啓発と加入手続きを行う。

(2) 移送サービス事業（市受託事業）

車いす使用者の通院・リハビリ等の行動範囲を拡大するためリフト付きワゴン車で移動支援を行う。運転手等は移送ボランティアの協力を得て実施する。ボランティアの資質向上のための研修会及びニーズ調査を行う。移送車両の貸出も継続して行う。車両は、普通自動車2台、軽自動車1台。

(3) ひとり暮らし高齢者等への家具固定支援

家具固定ボランティア講座を受講した修了者で組織する「家具やしめ隊」を支援するとともに、自分では家具の固定ができないひとり暮らし高齢者等への防災対策を進める。また、研修会を実施し、家具やしめ隊メンバーの技術の向上を支援する。

(4) 企業の社会貢献活動への支援

社会貢献活動に関心のある企業や、活動検討中の企業に対して、活動メニューを提案・協働し、企業の社会貢献を支援する。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①支援企業 2社 （H31.1月時点：7社）

(5) おもちゃ図書館の運営

おもちゃを通して障がい児と健常児とのふれあいを図る場、保護者同士の情報交換の場として、フィランセ東館4階におもちゃ図書館を設置し、おもちゃ図書館ボランティアの協力を得て運営する。

開館日 火・木・土 10:00～12:00
日 10:00～15:00

(6) 災害ボランティア活動の推進

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えることを目的として「災害ボランティア連絡会」を中心に、情報交換や「災害ボランティア支援本部開設訓練」等を開催し、災害に備えて担い手の育成を図るとともに災害に対する意識啓発を行う。

(7) 家具固定ボランティア講座

団塊の世代を含め、企業、勤労者及び退職者等を対象に、特に、男性ボランティアが活動できる環境を創出するため、家具固定の方法を学び、ひとり暮らし高齢者等の支援を行うボランティアを養成する講座を開催する。

(8) 音訳ボランティア養成講座（市受託事業）

視覚障がい者の情報獲得手段の拡充を図り、自立と社会参加の支援を目指すため、文字情報を音訳して情報提供するボランティアを養成する講座を開催する。

(9) 声の広報事業（市受託事業）

音訳ボランティアの協力により、本会広報紙や市の広報等をCD等に吹き込み、情報の取得が困難な視覚障がい者に郵送し、社会参加する上での情報提供を行う。

(10) ボランティア講座

これからボランティア活動を始めようと考えている人を対象に、ボランティア活動を幅広く理解し、参加してもらうための講座を開催する。

(11) 傾聴ボランティア養成講座

対象者の話を聴くための手法や大切さを学び、ボランティア活動や身近な場所で「傾聴」という技術を生かし、より豊かな生活及び活動に繋げることを目的に講座を開催する。

(12) 託児ボランティア養成講座

子育て世代の社会参加を支援するために、保護者が講習等に参加している間子どもを安心して預けることができる託児ボランティアの養成を目的に講座を開催する。

(13) 福祉教育の推進

①福祉人材育成事業

これからの福祉事業に携わる人材を長期的な視点で育成することを目的に、関係機関・団体による実行委員会を組織し、協議を重ね、人材確保につなげる取り組みを行う。

②夏休み福祉なんでも学習の開催

夏休みに福祉・介護・ボランティアに関する学習の機会として資料の提供や各種福祉体験コーナーを設け、福祉への興味と共生社会の理解を深めることを目的に開催する。

③福祉教育担当者会議の開催

学校における福祉教育に関する情報提供と、地域とのつながりを持った実践が展開できるよう、教育関係機関の福祉教育・ボランティア学習担当教諭と情報交換を行う会議を開催する。

④福祉体験機材の貸出

市内各学校や地域など幅広く福祉の心を育むための体験用として疑似体験機材の貸し出しを行う。（車いす、アイマスク・白杖、点字盤、高齢者・障がい者疑似体験セットなど）

⑤福祉図書コーナーの運営

フィランセ東館3階に福祉図書コーナーを設置し、福祉関係図書やビデオ・DVDソフトなどのメディアを広く市民に活用していただく。

＜蔵書数＞	図 書	1, 0 2 1冊	C D	5 6本
	ビデオ	2 3 1本	カセット	1 2 0本
	D V D	6 1本		

5. 福祉相談事業

(1) 結婚相談・縁結び支援事業(ハッピーネスF u j i) (市受託事業)

フィランセにおいて、結婚相談員により結婚を前提とした交際の仲立ち(引き合わせ)を実施。

開設日	毎週水曜日、第一・第三土曜日、第二・第四日曜日
婚活パーティー	年2回(市内外)
登録システム	パソコン・スマートフォンを活用した登録システムの利便性の向上を図る

(2) 福祉相談室の運営(市受託事業)

市民からの福祉や生活に関する心配ごとなどのさまざまな相談(初期の相談)に対応するとともに、関係機関と連携を持ちながら各種福祉サービスの紹介を行う。また、直接来られない方のために電話相談も行う。(月～金)

6. 援護事業

(1) 罹災世帯援護

火災に遭われた世帯に対し見舞金を支給する。

全焼	30, 000円
半焼	20, 000円

(2) 緊急一時援護

低所得世帯等で緊急に援助を要する場合でなおかつ、返済が見込まれない世帯に50,000円を限度に支給する。

(3) 児童援護

①入学支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校入学時に入学準備品を購入するために必要な費用の一部を助成する。

小学校	8, 000円
中学校	15, 000円

②修学旅行支度費の助成

低所得世帯の子どもが、小中学校で開催する修学旅行に参加するために必要な費用の一部を助成する。

小学校 8,000円

中学校 10,000円

③児童遊び場の設置助成

遊び場の設置、補修、増設、撤去等にかかる補助対象経費の4分の1を助成する。

④児童関係団体等への助成

子ども会世話人連絡協議会

里親会

(4) 障害者援護

①福祉機器リサイクル事業（市受託事業）

不要になった福祉機器やベビー用品などのリサイクル用品を必要としている人に、再利用してもらうための橋渡しを行う。

②車いす短期貸出事業

車いすを短期間必要とする方に社会参加の促進及び福祉向上を目的に、無料で貸し出しを行う。

③福祉団体スポーツレクリエーション大会への支援（実行委員会主催）

手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会、単親家庭の会、他複数の団体の交流と親睦を図ることを目的にスポーツレクリエーション大会を開催していく。

また、平成31年度以降も、大会の充実を図るため、広く他の福祉団体等の参加を実行委員会にて推奨していく。

④障害者活動団体への助成

NPO法人手をつなぐ育成会

身体障害者福祉会

視覚障害者福祉会

聴覚障害者協会

(5) 高齢者援護

①敬老会への助成

敬老会開催に対し、対象高齢者一人につき180円の助成を行う。

②家族介護者交流事業（市受託事業）

在宅で寝たきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている人を対象に、一時的に介護から解放し、心身のリフレッシュを図る。また、介護者同士で話し合いができる交流の場を提供する。

③高齢者関係団体への助成

悠容クラブ連合会

認知症の人と家族の会

在宅介護者家族の会

（6）交通遺児援護事業

交通遺児世帯に対して、交通遺児指定寄附金を財源に下記事業を行う。

※交通遺児等援護基金設置

入学祝金 小学校 10,000円

中学校 20,000円

高校 50,000円

見舞金 30,000円

奨学金 高等学校等入学生徒及び在校生に対し、月額13,000円の奨学金を給付する。

7. 共同募金運動

（1）赤い羽根募金

毎年10月1日から全国一斉に展開される募金運動を町内会や民生委員児童委員等の協力を得て推進し、地域福祉活動及び民間社会福祉事業の充実など、明るく住みよい「福祉のまちづくり」を目的として実施する。

戸別募金、篤志・法人募金、街頭募金、職域募金、学校募金

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

①募金のしくみや用途をわかりやすく周知する

②職域募金・学校募金の推進

③各種団体等の募金への協力依頼

④募金箱設置協力店舗の拡大

⑤社会貢献型自動販売機設置協力先の拡大



（2）歳末たすけあい運動

共同募金の一環として行われるもので、低所得世帯、児童福祉関係施設に対して明るい新年を迎えられるようにするための募金活動を行う。

<募金への理解・募金額増に向けての目標>

①歳末たすけあい運動の周知・広報の強化

8. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

（1）自立相談支援事業（くらし・しごと相談）

生活に困窮した相談者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口で、相談者の抱えている問題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を相談者本人と共に作成して、相談者の生活の立て直しに向けた支援を行う。併せて関係機関や事業所と連携をとり、相談者に対する支援状況の確認と就労支援および就労先となる事業所の開拓を行い、より相談者の思いや生活の状況に沿った支援を展開する。

平成31年度からは、富士市役所生活支援課の窓口にも相談員1名が週3日程度常駐し相談を受ける形とすることで、市役所の関係各課とより円滑な相談・連携がとれる体制を構築する。

（2）★住居確保給付金事業

離職等により経済的に困窮し、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある方で一定の条件（年齢、離職の状況等）を満たす方を対象として、賃貸住宅等の家賃にあたる住居費を有期で支給するとともに、くらし・しごと相談窓口による就労支援等を実施し、安定した住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

（3）ユニバーサル就労支援事業との連携

市が主体となって実施しているユニバーサル就労支援事業において、くらし・しごと相談窓口が初期相談の窓口の一つとして位置づけられており、相談の内容に応じてユニバーサル就労支援事業につなげていく。また、事業所の開拓や就労支援に関しては、ユニバーサル就労支援事業の受託事業者と情報を共有し、有機的な連携を図りながら進めていく。

9. 貸付事業

（1）高額療養費等資金貸付事業（市受託事業）

国民健康保険加入者で、限度額適用認定証の交付が受けられない人を対象に高額療養費分の貸付を行う。出産育児一時金の貸付のほか、重度医療費・精神障害者医療費・母子医療費については、相談のうえ、貸付を行う。

（2）生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象に、自立支援を図ることを目的に各種資金の貸付を行う。

(3) 小口資金貸付事業

低所得世帯を対象に、一時的に必要な生活資金を貸し付け、世帯の自立支援を図る。

また、行政と連携し、新たに決定した生活保護世帯に対し生活保護費初回支給日までの生活費等の資金を貸し付け、切れ目のない支援を行う。

50,000円を上限無利子

10. 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安のある高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等を対象に、福祉サービスに関する情報提供、サービス利用手続きの支援、日常的な金銭管理等を契約のもとに行い、安心して自立した生活が送れるよう支援する。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①利用契約件数 90件（H31.1月時点：66件）

11. 成年後見支援センター事業（市受託事業）

だれもが住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進するための支援センターを運営する。電話や窓口で制度に関する相談や制度を利用するための手続きや申立に関するアドバイスも行う。また、制度普及のための講演会や、親族以外の後見人である市民後見人の育成を図るための継続研修を行うとともに、市民後見人による受任を目指す。

また、成年後見制度利用促進計画における具体的な取り組みとして、成年後見人等をサポートできる体制及び権利擁護における中核的な機能が担えるよう検討していく。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①相談件数 230件（H31.1月時点：175件）

12. 法人後見事業

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など意思の決定が困難な人の判断力を補うため、本会が成年後見人等になることにより財産の管理や身上監護を行い、その権利を擁護することを目的に実施する。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①受任件数 5件（H31.1月時点：6件／市民後見監督人 2件）

13. 介護サービス事業

(1) 介護保険サービス事業

介護保険制度の基本理念に基づき、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携を図り、以下に掲げる事業において、要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を住み慣れた自宅において送ることが出来るよう支援を行う。

居宅介護支援事業

訪問介護事業

通所介護事業

(2) 障害福祉サービス事業

障がい者宅を訪問し、以下に掲げる事業において、個人の尊厳を守り、日常生活並びに社会生活を総合的に支援を行う。

居宅介護事業

重度訪問介護事業

同行援護事業

移動支援事業

14. 障害サービス事業

(1) 各施設におけるサービス

利用者ニーズに沿ったサービスを提供するとともに、職員の資質向上に努める。また、各事業所の特性を生かした支援を展開していく。

○就労継続支援（B型）事業所

①吉原つくし ②竹の子 ③ひめな ④市民ふれあいバンク ⑤鷹身工芸社

⑥まつぼっくり ⑦ふじばら作業所 ⑧ふれあいショップあゆみ・ふじひろみ

通常の実業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための支援を行う。本年度は、新たに2事業所で送迎サービスを開始し、計6事業所で送迎サービスを実施する。

○生活介護事業所

①吉原つくし

常に介護を必要とする人に、生活面での介護や、創作的活動、運動、生産活動の機会の提供及び支援を行うとともに、希望者へは送迎サービスを実施する。平成29年度より、定員を10名として運営しているが、市内の生活介護事業所の状況を考慮し、定員20名の事業所への移転新築を進める。

平成31年度分の国庫補助金申請を行い、国からの補助が認められれば、平成31年度内の建設に向けて、用地を確保した上で、建物の基本設計に着手すると共に行政や関係機関との協議を進める。

(2) 特定相談支援事業の実施

障害サービス事業所の利用者や、その家族のことを考慮しながら、障害サービス等利用計画作成を中心とした質の高い相談支援事業を実施する。

【地域福祉活動計画による平成31年度の主な取組目標】

①契約件数の増 220件 (H31.1月時点：209件)

15. 社会福祉センターの運営（指定管理者）

市内の社会福祉センター(広見荘・田子浦荘・東部市民プラザ・鷹岡市民プラザ)を、高齢者をはじめ市民の健康増進及び憩いの場として提供することを目的に運営していく。(指定期間 2019年度～2023年度)

(1) 施設の管理

施設利用の促進

プール施設の運営（3館）

(2) 文化教養及び健康増進事業

各施設の企画による文化教養に寄与する行事や看護師による健康相談等の健康増進に関する事業を行う。

16. 生きがいデイサービス事業

(1) 生きがいデイサービス（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、在宅で閉じこもりがちな高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

健康クラブ（広見荘） 水・金

元気クラブ（田子浦荘） 火・木

あったかクラブ（鷹岡市民プラザ） 木・土

うららかクラブ（富士川地域福祉センター） 火・水・木・金

(2) 健康づくりデイサービス事業（市受託事業）

広見荘、田子浦荘、鷹岡市民プラザ及び富士川地域福祉センターにおいて、要支援の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた高齢者を対象に、自立生活の支援及び社会参加の促進を図ることを目的に、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの内容に沿って、生活指導・介護予防体操・レクリエーション等のサービスの提供を行う。

※開催日は生きがいデイサービスと同じ

17. 社協会費・寄附金の募集

(1) 会費

6月の会員募集月間を中心に会費増を図る。特に、地域住民や企業の理解を得ながら、新規特別会員の開拓に役職員一丸となり取り組んでいく。併せて、施設団体会費増を目指し、介護保険事業者連絡協議会への働きかけを継続すると共に企業団体等多方面に協力依頼をしていく。

普通会費	1戸300円全世帯加入 町内会長（区長）に協力依頼
特別会費	1件1,000円～ 民生委員児童委員に協力依頼
団体施設会費	1団体1施設1,000円～ 市内の団体・施設に加入依頼

(2) 寄附金

市民の皆様から寄せられた寄附金は、寄附者の意志を活かした各種地域福祉サービスや市民サービスなどを推進する財源として活用していく。

18. 法人設立50周年記念事業の準備

2020年度に法人設立50周年を迎えるにあたり、引き続き実行委員会を中心に記念式典の開催及び記念誌の編集等記念事業に向けての準備を進ながら、記念ロゴマーク及び標語の募集など広報活動にも取り組んでいく。

19. その他事業

(1) BCP(事業継続計画)の策定

大規模災害が発生した際に、事業の速やかな再開・継続が行えるよう、引き続きワークショップ等を開催、各事業所の事業継続計画を策定する。

(2) ★福祉関係団体への補助金ヒアリングの実施

事業推進のための補助金を交付している福祉関係団体を対象に、その実態に則した適正な補助額とするべく、各福祉団体へ有識者によるヒアリングを実施しその内容を審査。その上で運営及び活動状況に応じた適正な補助金額を理事会に答申する。

(3) 実習の受入

社会福祉向上と福祉教育の一環として、学生等を対象に福祉実習の受入を行う。

(4) 視察の受入

視察を希望する各種団体等に対し、本会の実施している諸事業について、概要説明や施設見学の受入を行う。

(5) 富士市介護保険事業者連絡協議会の支援

介護保険事業者が相互の連携と、サービスの質の向上を行うことを目的に各種研修会を実施する。また、災害時を想定した福祉避難所運営のため、掲示板を利用した訓練等も行い、その事務機能を担っていく。

(6) 富士市民生委員児童委員協議会互助会の支援

民生委員児童委員の相互互助を図るため、給付事業等を行う互助会の事務局を担う。

(7) ★人事評価制度の実施

すべての職員が業績評価及び能力評価シートを作成し、上司との面談をとおして各々の到達目標を定め、適正な評価を受け、組織の活性化及び市民福祉の向上を目指す。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
富士市本市場432-1 富士市フイナンセ東館1階
TEL 0545-64-6600(代)
FAX 64-6567(代)
e-mail info@fujishishakyo.com